



労働相談

ゴルフセンター

廃止から和解まで

突然の経営交代

二〇一一年三月、大阪府内のゴルフセンターが、外資系会社に業務を譲渡し、運営を委ねるといふ事が決められた。

このセンターは、F社が所有し、運営をT社が行っていた。

前年までF・T社とも代表者が同一であったが、親族内で対立があつて、代表者が代わつた経過があり、F社はT社に代わつて外資系会社と賃貸契約を交わし、ゴルフセンターの運営を委ねたのである。

これらのことはセンターで働く従業員、職員及びアルバイトには一切知らされず、突然、五月に入り、新社長と称して経営側と見られる者がセンター内に、T社代表取締役S氏名義によるビラを一方的に配布した(横表)。

「ゴルフセンター」の運営終了に関する御連絡
F社と外資系会社との間で新たに賃貸契約が結ばれた。

T社は運営主体から外れており、F社との間で協議致します。

皆さんとの雇用契約は原則として終了します。
代表取締役F氏の地位は失われました。

これらを見て驚いた労働者は生活確保のため、港合同に相談し加盟した。以後団体交渉が行われたが、当初「労働組合の事は充分知っている」と高圧的であつたS社長も、組合との対応に話合いの必要を感じ取つた様子で態度を軟化させ、団体交渉を進めるに到つた。

これらを見て驚いた労働者は生活確保のため、港合同に相談し加盟した。以後団体交渉が行われたが、当初「労働組合の事は充分知っている」と高圧的であつたS社長も、組合との対応に話合いの必要を感じ取つた様子で態度を軟化させ、団体交渉を進めるに到つた。

ところが、経営側が営利追及のため取入れていた従業員名簿を、出勤のチェックを整理するとして、違法な登録で記録されたタイムカードを一方的に整理したため、組合員は混乱した。特に職員であり現場の責任者であるT組合員の賃金を、正に一方的に一ヶ月十数万円減額した。この件は組合及び本人に事前の協議や説明もなく強行された。この様な行為に強く抗議したが、経営は撤回せず押し通した。自らの違法を組合員にしわ寄せする悪質な不当労働行為である。が、センター責任者が同族内対立するF元代表取締役であつた事から、経営との争いを避け、説

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

得を主体とした。

これは、団体交渉でのF社とT社の主張が「近々(一〜二ヶ月)閉鎖に追い込まれる、または自らの意思で閉鎖するが、現在解体建築の大府府許認可待ちである」ということから、いらざる混乱を避け誠意をもって終えるよう経営側に強く訴え、経営も了解したうえでの一時的措置であった。

に責め立てた。

そして、「売上げの件は彼も知っているはず」と社内役員会で議論され、T組合員の退職金・解決金について、出す事が困難な如く主張するので、同族の争いを労使関係に持ち込む事の非と毎日忠実に勤務するT社社員のT組合員への差別扱いは許せない、センター閉鎖の主張が変わらないのであれば直前のいらざる争いの理不尽を知り、大局的に判断すべきと諭した。

非常識な

閉鎖後の交渉

この間、センターの閉鎖期日は経営側判断の不

明確さから再三再四変更

され、組合員は身分・生活設計に混乱をもたらしたが、漸くにして文書で二〇一一年十一月二十三日であると連絡して来た。組合員は十一月末まで

シフトを組んで経営に届けていたため混乱したが、説得によって退職条件を含め交渉する事となった。しかし経営側は、団体交渉を回避し、再三の申入れによって、漸くセンター閉鎖後の十一月二五日の団体交渉開催を申入れて来た。

センターは十一月二十三日の午後十時をもって閉鎖されたので従業員はこの日をもって退職して

いた事となる。

極めて非常識な閉鎖期日後の交渉だが、当日、組合は出席した。しかしF社・T社役員は出席せず、代理人弁護士一人の出席であった。

組合は、争いよりも双方の円満解決が大切だとして、組合員らの解決条件・賃金・解決金の支払期日を確認し、調印にはS社長も現れたので、終了を確認した。

偽装閉鎖発覚

このようにゴルフセンターでの労使関係は、F内部の確執があったとはいえ、外資系会社との契約、大阪府への解体増築

許可申請を前提にした、
F社・T社の閉鎖提案を、
再三の期日変更にもかかわらず、
組合は協力して
きた。

しかし、結果として十
一月二十三日付閉鎖は見
せかけであり、二六日よ
りF社職員・非組合員を
集め営業を継続した。

明らかに偽装閉鎖であ
り、F社・T社、両社代
理人弁護士共謀の不当労
働行為であるとして、十
二月に大阪府労働委員会
に救済申立を行った。

【救済内容】

1. 被申立人らの、セン
ター閉鎖（二〇一一年十
一月二四日）は、通告及

び団体交渉上での明確な
期日であり、組合員は予
定を変更して協力したに
もかわかわらず虚偽であつ
た。従って、虚偽の閉鎖
を撤回し、以後、組合員
の賃金を補償せよ。

2. 被申立人らは、申立
人組合及び組合員に謝罪
せよ。

労働委員会で調査が進
行し、二〇一二年二月に
は、F社は事業を譲渡し
て、三月よりゴルフセン
ターは他社が運営を行う
ことが明確になった為、
四月に労働委員会の場で、
謝罪を行わせ和解した。

オルグ団

10・21国際反戦デー 港合同学習会

日時：10月19日（金）18：00～

場所：田中機械ホール

講師：永嶋靖久弁護士（労働者弁護団）

港合同組合員は全員参加

国際反戦デーとは、1966年10月21日に日本労働組合総評議会（総評）が「ベトナム反戦統一スト」を実施し、それと同時に全世界の反戦運動団体にもベトナム戦争反対を呼びかけたことに由来する。港合同もストライキをもって集会・デモに積極的に参加し、以降、毎年欠かす事無く取り組んできた。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！